

令和5年度第1回福島県権利擁護推進会議 次第

日 時：令和5年11月24日（金）14：00～16：00

実施方法：参集（杉妻会館 3階 百合）及びオンライン（Zoom）

1 開 会

2 挨拶

3 委員紹介

4 会長・副会長選任

5 議 題

- (1) 福島県権利擁護推進会議の設置について 資料1-1～資料1-2
- (2) 成年後見制度利用促進に関する福島県の現状 資料2-1～資料2-3
- (3) 取組方針策定の進め方について 資料3
- (4) 意見交換

6 閉 会

【配付資料】

- 資料1-1 福島県権利擁護推進会議の設置について（1 P）
- 資料1-2 福島県権利擁護推進会議設置要綱（3 P）
- 資料2-1 成年後見制度利用促進に関する福島県の現状（5 P）
- 資料2-2 【参考】中核機関等の地域連携ネットワークとは（17 P）
- 資料2-3 市町村別成年後見制度の利用者数（21 P）
- 資料3 取組方針策定の進め方について（23 P）

令和5年度第1回福島県権利擁護推進会議 出席者名簿

No.	分野	推薦団体	役職等	委員名	出欠	参加方法	備考	
1	学識経験者	一般社団法人福島県社会福祉士会	会長	まつもと 喜一 松本 喜一	○	参集		
2	法曹	福島県弁護士会	高齢者・障害者権利擁護支援センター運営委員会委員長	まさ 裕康 槇 裕康	○	参集		
3	権利擁護	福島県司法書士会 (公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートふくしま支部)	支部長	ましこ 直樹 益子 直樹	○	参集		
4	権利擁護	一般社団法人福島県社会福祉士会	市町村体制整備アドバイザー	たにがわ ひとみ 谷川 ひとみ	○	参集		
5	権利擁護	福島県行政書士会(公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター福島県支部)	副支部長	かわしま 一紀 川島 一紀	○	参集		
6	保健医療	一般社団法人福島県医師会	常任理事	はら 寿夫 原 寿夫	○	参集		
7	保健医療	公益社団法人福島県看護協会	郡山支部長	あべ 初江 阿部 初江	○	参集		
8	高齢福祉	一般社団法人福島県老人福祉施設協議会	副会長	えんどう 由貴恵 遠藤 由貴恵	○	オンライン	代理：専務理事 高木 健	
9	高齢福祉	一般社団法人福島県介護支援専門員協会	会長	いちじ 典子 逸持治 典子	○	オンライン		
10	高齢福祉	社会福祉法人福島県社会福祉協議会	地域福祉課長	わたなべ 誠一 渡辺 誠一	○	参集		
11	高齢福祉	社会福祉法人福島県社会福祉協議会地域包括・在宅介護支援センター協議会	役員	かんの 美樹子 菅野 美樹子	○	オンライン		
12	高齢福祉	公益社団法人認知症の人と家族の会	福島県支部世話人	はせがわ 京子 長谷川 京子	○	参集		
13	障がい福祉	一般社団法人福島県手をつなぐ親の会連合会	会長	ななみや 弘 七宮 弘	○	参集		
14	障がい福祉	障がい者基幹相談支援センターふたばセンター長	一般社団法人8色(はちいろ)基幹相談支援センターふたばセンター長	えんどう 隼人 遠藤 隼人	○	参集		
15	行政	市町村(市)	須賀川市長寿福祉課長	ふるかわ 一夫 古川 一夫	○	参集		
16	行政	市町村(町村)	三春町保健福祉課長	さくま 美代子 佐久間 美代子	○	オンライン		
17	行政	福島県警察本部	生活安全部少年女性安全対策課長	かなり 淳 神成 淳	○	参集	代理：人身安全対策第三係長 福井 和也	
18	行政	福島県生活環境部消費生活課	課長	こくぶん 亮子 國分 亮子	○	参集		
19	オブザーバー	福島家庭裁判所	次席書記官	いそがみ 睦子 磯上 睦子	○	参集		
					出席	19	参集	15
					欠席	0	オンライン	4
					総数	19		

(事務局)

1	福島県保健福祉部 高齢福祉課	課長	渡辺 春吉
2		主幹兼副課長	長沼 武志
3		主任主査	小幡 圭
4		副主査	高山 詩織
5		主事	田中 めぐみ
6		主事	郡司 翼早
7	社会福祉課	副主査	渡部 貴麻
8	障がい福祉課	主事	佐藤 毅之

福島県権利擁護推進会議の 設置について

令和5年11月24日
福島県高齢福祉課

1

福島県権利擁護推進会議

【協議会設置の経緯】

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画において、令和6年度までに「都道府県による協議会設置」が示されており、本県では令和5年度に設置を行う。

設置にあたっては、既存の会議体（福島県高齢者権利擁護推進会議）を活用する。

- ◆ 目的

県内の高齢者及び障がい者の尊厳の保持及び権利擁護の推進に向けた高齢者及び障がい者の虐待防止や成年後見制度の利用促進に係る課題解決を図るため。
- ◆ 協議事項
 - ・ 成年後見制度利用促進に関すること
 - ・ 高齢者及び障がい者の虐待防止に関すること
- ◆ 委員

構成団体より推薦（任期3年）
- ◆ 専門部会

必要に応じて専門事項の協議のため設置
- ◆ 開催回数

年2回
- ◆ 方法

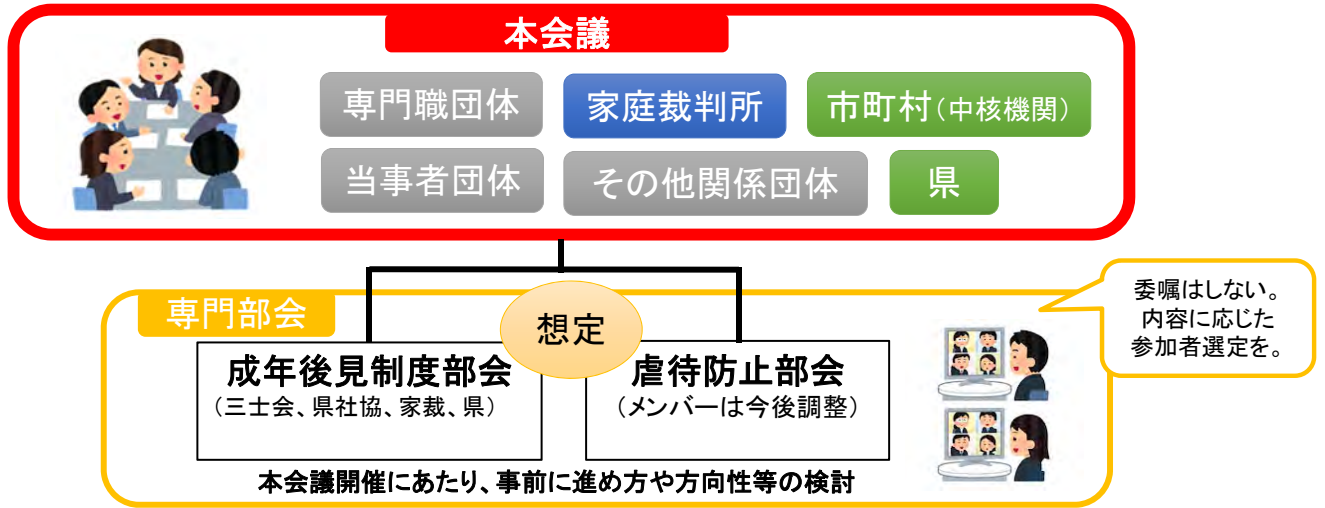
集合形式（状況によりオンラインとの併用）

	分野	構成団体等
1	学識経験者	
2	法曹	福島県弁護士会
3	権利擁護	福島県司法書士会 （公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートふくしま支部）
4	権利擁護	一般社団法人福島県社会福祉士会
5	権利擁護	福島県行政書士会 （公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター福島県支部）
6	保健医療	一般社団法人福島県医師会
7	保健医療	公益社団法人福島県看護協会
8	高齢福祉	一般社団法人福島県老人福祉施設協議会
9	高齢福祉	一般社団法人福島県介護支援専門員協会
10	高齢福祉	社会福祉法人福島県社会福祉協議会
11	高齢福祉	社会福祉法人福島県社会福祉協議会 地域包括・在宅介護支援センター協議会
12	高齢福祉	公益社団法人認知症の人と家族の会 福島県支部
13	障がい福祉	一般社団法人福島県手をつなぐ親の会連合会
14	障がい福祉	障がい者基幹相談支援センター
15	行政	市町村（市）
16	行政	市町村（町村）
17	行政	福島県警察本部生活安全部
18	行政	福島県生活環境部消費生活課
19	オブザーバー	福島家庭裁判所

事務局：福島県保健福祉部高齢福祉課、障がい福祉課、社会福祉課

2

会議体系及び今後の進め方



【今後の進め方】

(令和5年度)

11月24日 第1回福島県権利擁護推進会議

(会議体の設置、成年後見制度に関する本県の現状説明、取組方針策定の進め方、意見交換)

12月 会議での意見等を踏まえ、取組方針案の作成 ※ 必要に応じ専門部会で検討

1月24日 第2回福島県権利擁護推進会議

(県内の高齢者・障がい者虐待の状況、取組方針案の提示・最終調整)

(令和6年度以降)

前半・後半で本会議を各1回開催し、専門部会についても必要に応じて開催

福島県権利擁護推進会議設置要綱

(目 的)

第1条 福島県内の高齢者及び障がい者の尊厳の保持及び権利擁護の推進に向けた高齢者及び障がい者に係る虐待防止や成年後見制度の利用促進等に係る課題解決を図るため、福島県権利擁護推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 高齢者及び障がい者に係る虐待防止や身体拘束廃止に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用促進に関すること。
- (3) その他高齢者及び障がい者に係る権利擁護の推進のために必要な事項に関すること。

(委 員)

第3条 推進会議は、別表に掲げる団体から推薦された者をもって構成する。

- 2 委員の任期は3年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員を生じた場合、後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、推進会議の業務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(意見の聴取)

第5条 推進会議が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第6条 推進会議には、高齢者及び障がい者の権利擁護の推進に関する専門事項について協議するために専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の委員は、別表に掲げる団体の中から選出された者とする。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員の互選により選出する。
- 4 部会長は、専門部会の業務を統括する。
- 5 専門部会が必要と認めるときは、専門部会の委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶 務)

第7条 推進会議及び専門部会の庶務は、福島県保健福祉部高齢福祉課において処理し、必要に応じて、障がい福祉課及び社会福祉課においても処理する。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月21日から施行する。

別表（第3条関係、第6条関係）

構成団体等	分野
学識経験者（2名以内）	学識経験者
福島県弁護士会	法曹
福島県司法書士会 （公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートふくしま支部）	権利擁護
一般社団法人福島県社会福祉士会	権利擁護
福島県行政書士会 （公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター福島県支部）	権利擁護
一般社団法人福島県医師会	保健医療
公益社団法人福島県看護協会	保健医療
一般社団法人福島県老人福祉施設協議会	高齢福祉
一般社団法人福島県介護支援専門員協会	高齢福祉
社会福祉法人福島県社会福祉協議会	高齢福祉
社会福祉法人福島県社会福祉協議会 地域包括・在宅介護支援センター協議会	高齢福祉
公益社団法人認知症の人と家族の会福島県支部	高齢福祉
一般社団法人福島県手をつなぐ親の会連合会	障がい福祉
障がい者基幹相談支援センター	障がい福祉
市町村（市）	行政
市町村（町村）	行政
福島県警察本部	行政
福島県生活環境部消費生活課	行政
福島家庭裁判所	オブザーバー

成年後見制度利用促進に関する 福島県の現状

令和5年11月24日
福島県高齢福祉課

1

- ① 成年後見制度に関するデータ等について
- ② 成年後見制度利用促進体制整備状況について
- ③ 県の取組と市町村の課題について

① 成年後見制度に関するデータ等について

3

福島県の人口基本データ

福島県の人口 (R5.10.1現在)	約177万人
65歳以上の高齢者人口 (R5.10.1現在)	約57.8万人
高齢化率 (65歳以上の割合)	33.3% (全国数値より 4.2ポイント高い)



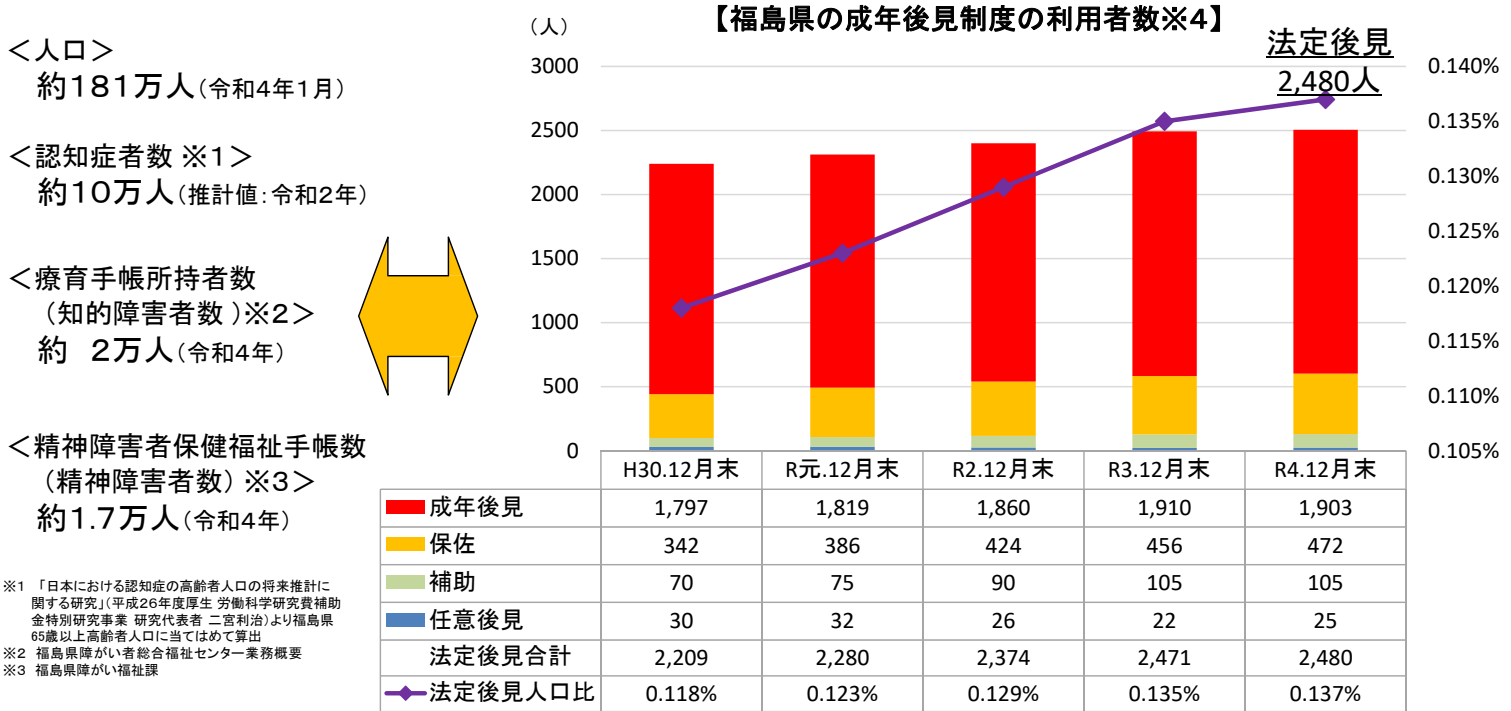
前年より

出典：福島県統計課「福島県の推計人口（令和5年10月1日現在）」

※ 全国の高齢化率 29.1%
(R5.10.1現在 総務省統計局概算値)

福島県の成年後見制度の利用状況

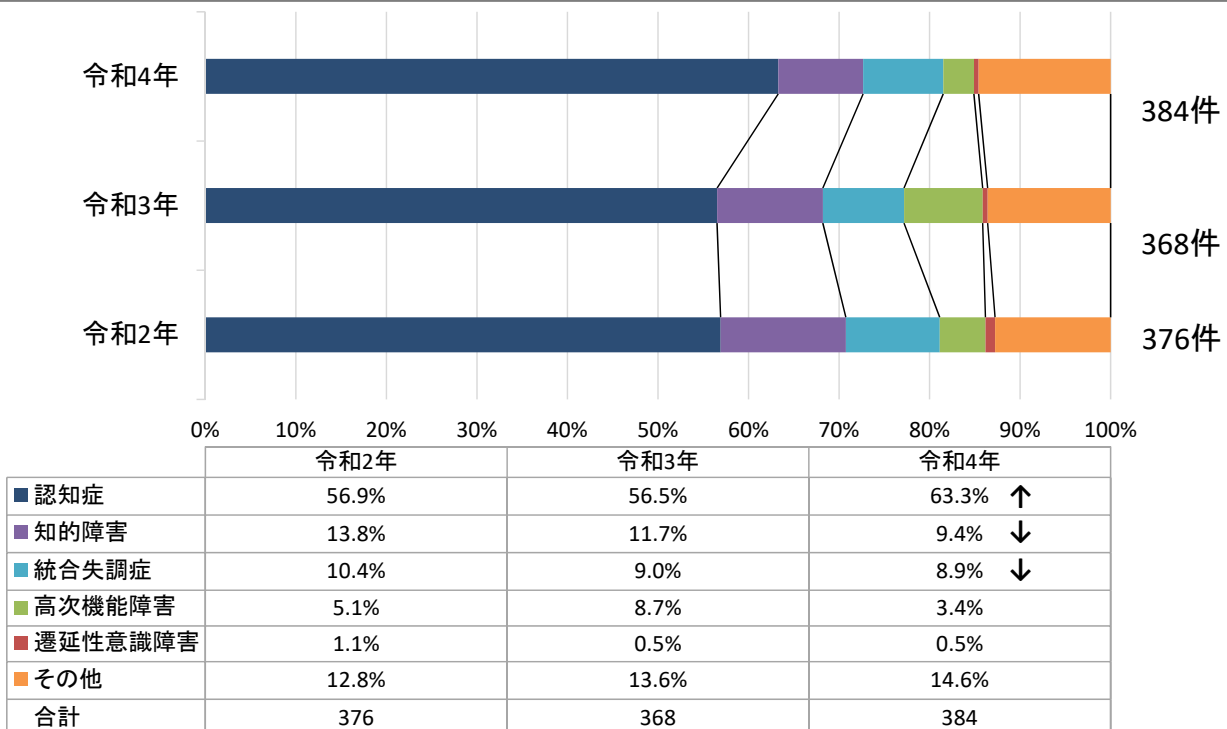
- 今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる。
- 一方で、現在の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者数は、近年増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者や知的障害者、精神障害者の数と比較して著しく少ない。



※4 福島家庭裁判所「市町村別成年後見制度の利用者数より福島県高齢福祉課で作成

福島県の成年後見制度の申立開始原因別割合

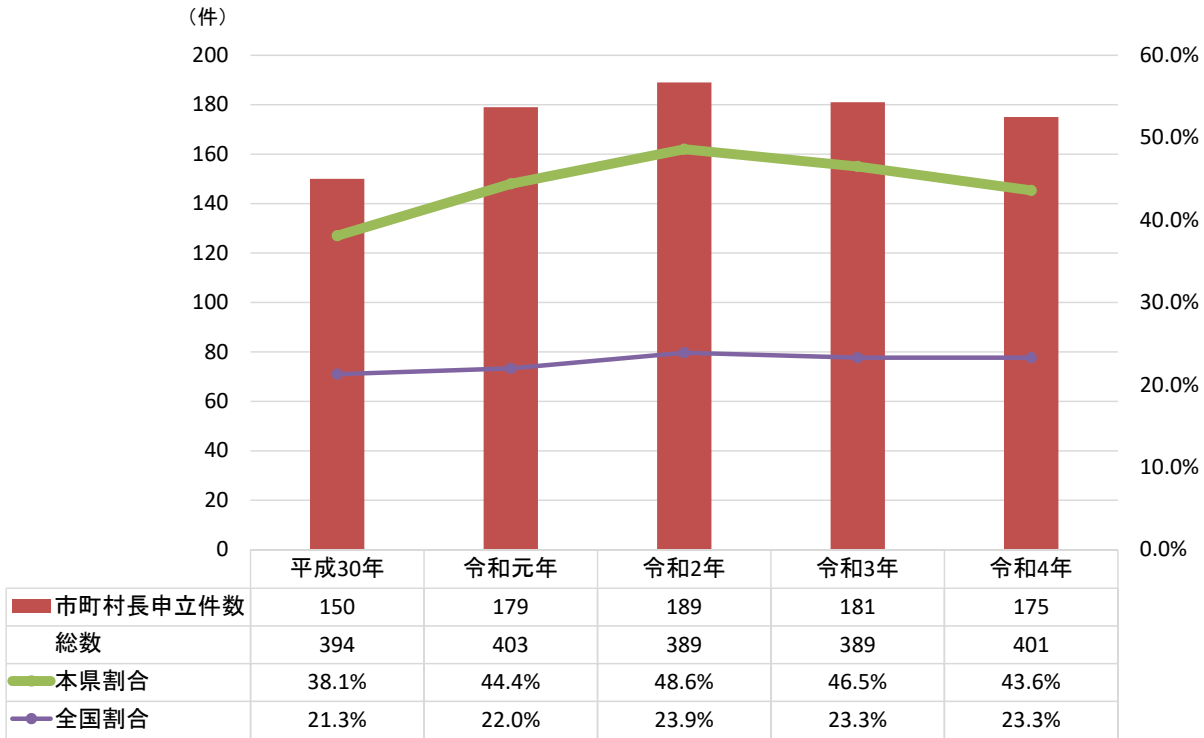
- 開始原因としては、認知症が最も多く全体の約6割を占め、次いで知的障害、統合失調症の順でそれぞれ約1割となっている。
- 認知症を開始原因とする申立件数の割合は、増加傾向にある。
- 開始原因「その他」には、発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症、てんかんによる障害等が含まれる。



(出典)福島家庭裁判所「成年後見関係事件の概況」より福島県高齢福祉課で作成
各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

福島県の市町村長申立件数の推移

- 市町村長が申し立てた件数は増加傾向にあり、総数に占める割合は約4割となっている。
- 福島県においては、総数に占める割合がトップクラスである。(H30～R3:全国1位、R4:全国2位)



(出典)最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より福島県高齢福祉課で作成。
※後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

福島県の成年後見制度に係るニーズのイメージ(定量的把握)

既存統計等から、福祉による権利擁護支援や成年後見制度による支援の必要があると思われる対象者数等を整理したところ、成年後見制度の利用者数と乖離が見られた。

最大想定数

- ・介護保険認定者数
- ・療育手帳所持者数
- ・精神保健福祉手帳所持者数

(152,055)人

有効想定数 = 制度利用が必要と思われる数

- ・認知症高齢者(自立度Ⅱ以上)数
- ・療育手帳A判定所持者数
- ・精神保健福祉手帳1級所持者数

(78,682)人

一部想定数 (近い将来後見制度の利用が見込まれる数)

- ・日常生活自立支援事業利用者数
- ・市町村社協独自金銭管理支援事業利用者数
- ・障がい者相談支援事業所の利用ケース数
- ・療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者のうち高リスク世帯(1人暮らし、GH入居者、障がい者のみの世帯)

(683+α)人

隠れ群

生活困窮者自立支援事業のアセスメント結果のうち「債務・家計管理・家族問題・本人能力」の件数、被虐待者のうち成年後見制度による支援が必要な方、施設入所者のうち成年後見制度の利用が必要な方等

関心者数

「成年後見」相談数、制度説明会参加者数等

最大想定数	介護保険認定者数	(115,224)人
	療育手帳所持者数	(19,737)人
	精神障害者保健福祉手帳所持者数	(17,094)人
有効想定数	認知症高齢者(日常生活自立度Ⅱ以上)数	(70,977)人 ※
	療育手帳A判定所持者数	(6,247)人
	精神障害者保健福祉手帳1級所持者数	(1,458)人
一部想定数	日常生活自立支援事業利用者数	(683)人

成年後見制度利用者数
(R4.12月末時点福島家裁より)
2,505人

(出典)R2厚労省都道府県担当者研修の香川県発表資料を参考に福島県高齢福祉課で作成。数値は主に令和4年度実績。

※ 厚労省要介護認定適正化事業の業務分析データ「認定申請数のうち日常生活自立支援度Ⅱ以上に該当する割合」を用いて推計。

② 成年後見制度利用促進 体制整備状況について

第二期計画の工程表とKPI①

		KPI ^{※1} (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度 ^{※2}	令和7年度	令和8年度
優先して取り組む事項 ^{※3}	任意後見制度の利用促進 ・ 周知・広報 ・ 適切な運用の確保に関する取組	・ 全1,741市町村 ・ 全50法務局・ 地方法務局 ・ 全286公証役場 —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続	
			利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討				
	担い手の確保・育成等の推進 ・ 都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・ 都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・ 全47都道府県 ・ 全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定		都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
			都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施				
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・ 都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・ 成年後見制度利用支援事業の推進	・ 全47都道府県 ・ 全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施		都道府県による研修の継続実施		
		市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善					
		全国で適切に実施する方策の検討		市町村による実施			
		市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 <small>※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施</small>					
権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・ 市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・ 全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し			策定状況等のフォローアップ		
都道府県の機能強化 ・ 都道府県による協議会設置	・ 全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営		

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。
 ※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

第二期計画の工程表とKPI②

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
討 等 見 直 し の 換	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討				
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討、左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討				
制 度 の 運 用 改 善	意思決定支援の浸透	・全47都道府県	都道府県による意思決定支援研修の実施				
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	—	都道府県による研修の継続実施				
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	—	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発				
	・基本的考え方の整理と普及	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成				
	・保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発	—	保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発				
	適切な後見人等の選任・交代の推進等	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応				
地 域 連 携 ネ ッ ト ワ ー ク づ く り	地域連携ネットワークづくり	・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知				
	・制度や相談窓口の周知	—	市町村による周知の継続				
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	・全1,741市町村	市町村による中核機関の整備				
地 域 連 携 ネ ッ ト ワ ー ク づ く り	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	—	中核機関のコーディネート機能の強化				
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施				
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築				
	・包括的・多層的な支援体制の構築	—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等				
		—	権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討				
		—					

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

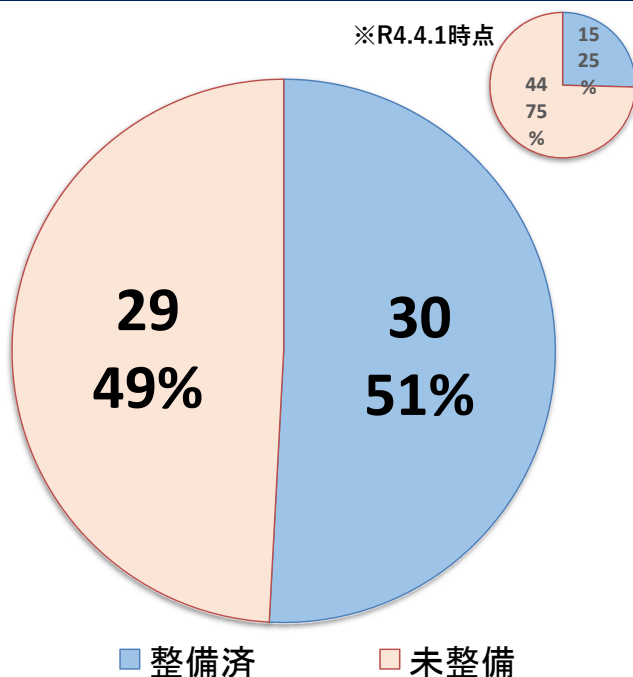
出典：厚生労働省

11

県内の市町村体制整備状況について

R5.4.1時点 ※下線はR5開始

【中核機関の整備状況】



地域	中核機関整備済の市町村
県北	福島市
県中	郡山市、須賀川市、田村市、 <u>三春町</u> 、 <u>小野町</u>
県南	西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町、塙町、鮫川村、白河市
会津・南会津	喜多方市、西会津町、南会津町、 <u>只見町</u> 会津若松市、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、 <u>会津坂下町</u> 、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町
相双	檜葉町
いわき	いわき市

広域

中核機関は各圏域に1つ以上整備され、県全体で見ると、半数程度まで整備が進んできた。

【整備済中核機関の体制等】

R5.4.1時点

※下線はR5開始

整備圏域	運営主体	市町村	委託先
単独	直営	須賀川市	—
		西会津町	
		<u>只見町</u>	
		いわき市	
	委託	郡山市	社会福祉協議会 (地域包括支援センター 含)
		<u>小野町</u>	
		泉崎村	
		喜多方市	
		南会津町	
		西郷村	
		棚倉町	
	直営 + 一部委託等	<u>三春町</u>	社会福祉法人(社協以外)
		福島市	社会福祉協議会 (地域包括支援センター、 基幹相談支援センター 含)
田村市			
白河市			
中島村			
塙町			
檜葉町	一般社団法人		
広域	委託	会津11市町村	NPO法人

◆**整備圏域**
単独整備が多いが、R4県内で初めて広域整備がなされた(会津地域)。

◆**運営主体**
委託が一番多く、次に、直営+一部委託等、直営となっている。

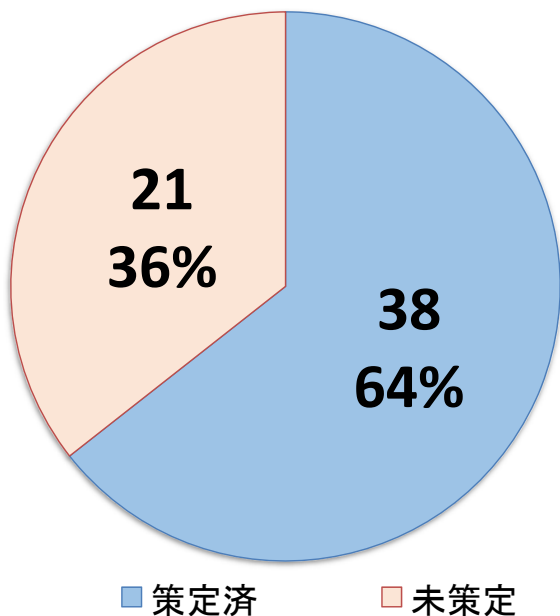
◆**委託先**
社協が多いが、法人委託も一部では行われている。

13

【市町村計画の策定状況】

R5.4.1時点

※下線はR4策定



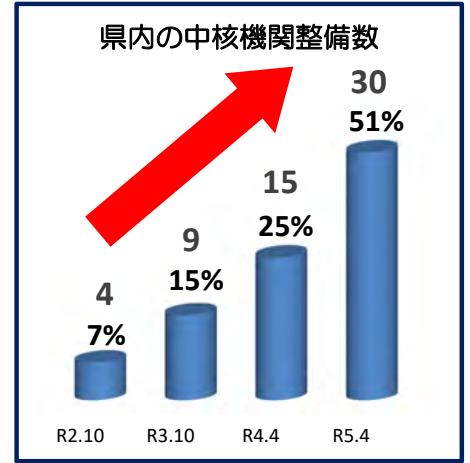
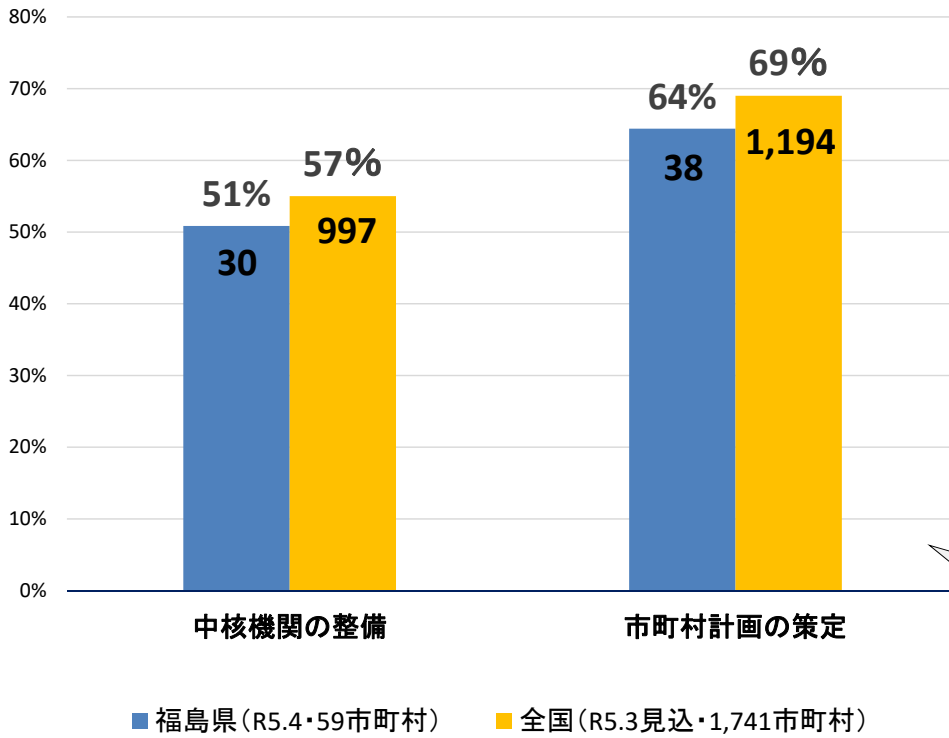
地域	市町村計画策定済の市町村
県北	福島市、川俣町、 <u>二本松市</u>
県中	郡山市、須賀川市、田村市、石川町、平田村、浅川町、三春町、小野町、古殿町
県南	白河市、西郷村、中島村、棚倉町、矢祭町
会津・南会津	会津若松市、北塩原村、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、会津美里町、三島町、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町
相双	<u>広野町</u> 、檜葉町、大熊町
いわき	いわき市

【計画の位置づけ状況】

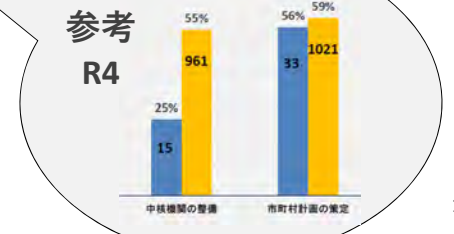
- ・単体計画として策定 1割未満
- ・他の計画と一体的に策定 9割以上
- ⇒ うち地域福祉計画 5割以上
- その他(高齢者福祉計画、障害福祉計画)

< 全国の中核機関整備状況との比較 >

中核機関整備率



全国と比較して、福島県の整備率は同程度となっており、着実に整備が進んできている。



15

【担い手の養成状況】

◆ 市民後見人

- 養成等の実施 (R4) 6自治体 (直営1、市町村社協等への委託5)
- 養成者数 (R4.4.1までの累計) 93人
 - ※ 後見人等以外の活動に従事している方あり
 - 法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の支援員
- 登録者数 (R4.4.1時点) 43人
- 受任件数 (R5.11.15時点) 13件
 - ※ 専門職や法人との複数受任件数含む

◆ 法人後見

- 実施法人数 9法人 ※ 市町村が把握している数
- 実施法人 市町村社協 7、NPO法人 2

③ 県の取組と 市町村の課題について

17

県としての市町村支援

福島県社会福祉士会への委託事業

◆ 研修会等の開催

行政職員研修、市町村長申立研修、後見人等への意思決定
支援研修、中核機関情報交換会

◆ 専門職派遣事業の実施

◆ 広域連携へ向けた市町村支援（保健福祉事務所）

◆ 市町村支援方針や担い手育成方針の 策定に向けた県協議会の設置

18

専門職派遣事業について

市町村に対して、体制整備の進め方等を総合的に相談・助言するために、アドバイザーを派遣します。

※ 専門職2名程度（社会福祉士・弁護士・司法書士）

別紙参考様式にて、委託先（県社会福祉士会）へ依頼してください。実施は現地ほか、オンライン、まずは電話相談でも可です。

《派遣状況》

	支援 市町村数	延べ 派遣回数
R 4	34市町村	53回
R 5 (10月末時点)	38市町村	63回

※ 1市町村あたり複数回派遣可能です。

《市町村からの依頼内容》

- ・勉強会や研修会への講師派遣
- ・個別ケース会議での助言
- ・中核機関の役割を改めて整理したい
- ・ニーズ調査の実施方法を知りたい
- ・委託先との協議の場における助言
- ・協議会への専門職派遣
- ・広域での体制整備への助言
（保健福祉事務所） 等

19

《専門職派遣事業の概要》

市町村における成年後見制度利用促進施策の
取組を支援します！

令和5年4月
福島県高齢福祉課

福島県では、令和2年度より成年後見制度利用促進施策に取り組む市町村を支援する事業を行っています。専門職の力を借りて、一緒に取り組みを進めましょう！！

令和4年度から、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」がスタートし、令和6年度末までに全市町村において中核機関を整備することなどが示されています。

1 支援事例

- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けた助言
- ・中核機関の設置、市町村計画の策定に向けた助言
- ・協議会等への参加
- ・個別事案への対応に係る助言 一令和4年度より新たに支援対象となります。

2 支援対象

県内市町村（権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関含む）

3 支援内容

(1) 専門職派遣

内容：市町村等からの依頼を受け、市町村等が主催する成年後見制度利用促進施策等に関する会議や検討会等に専門職が参加して助言等を行い、中核機関の設置等に向け専門職が伴走型支援を行います。

方法：別紙「（参考様式1）専門職派遣依頼書」を下記へメール送付いただき、日程調整等を経て専門職を会議等に派遣します。

(2) 電話相談

内容：市町村等からの成年後見制度利用促進施策等に係る相談に、専門職が電話にて助言等を行います。

実施日：月曜日～金曜日の10時～16時

（ただし、祝休日及び12月29日～1月3日を除く）

方法：下記へ電話いただき、当日もしくは後日、専門職が電話にてご相談に対応します。

4 その他

- ・1市町村あたりの回数制限はありません（複数回利用可能です）。
- ※予算の状況により、年度途中で終了することもあります。
- ・市町村の費用負担はありません（謝金・旅費等）。
- ※会議等の開催場所の確保や、電話発信にかかる電話代は市町村にて対応願います。

5 相談及び派遣依頼先

委託事業者：一般社団法人福島県社会福祉士会
E-mail: fukushima.csw@diary.ocn.ne.jp
(電話 024-924-7201、FAX024-924-7202)

(参考様式1)

高齢者権利擁護推進事業実施業務
専門職派遣依頼書（成年後見制度）

令和 年 月 日

福島県

業務受託者：一般社団法人福島県社会福祉士会 様

E-mail: fukushima.csw@diary.ocn.ne.jp

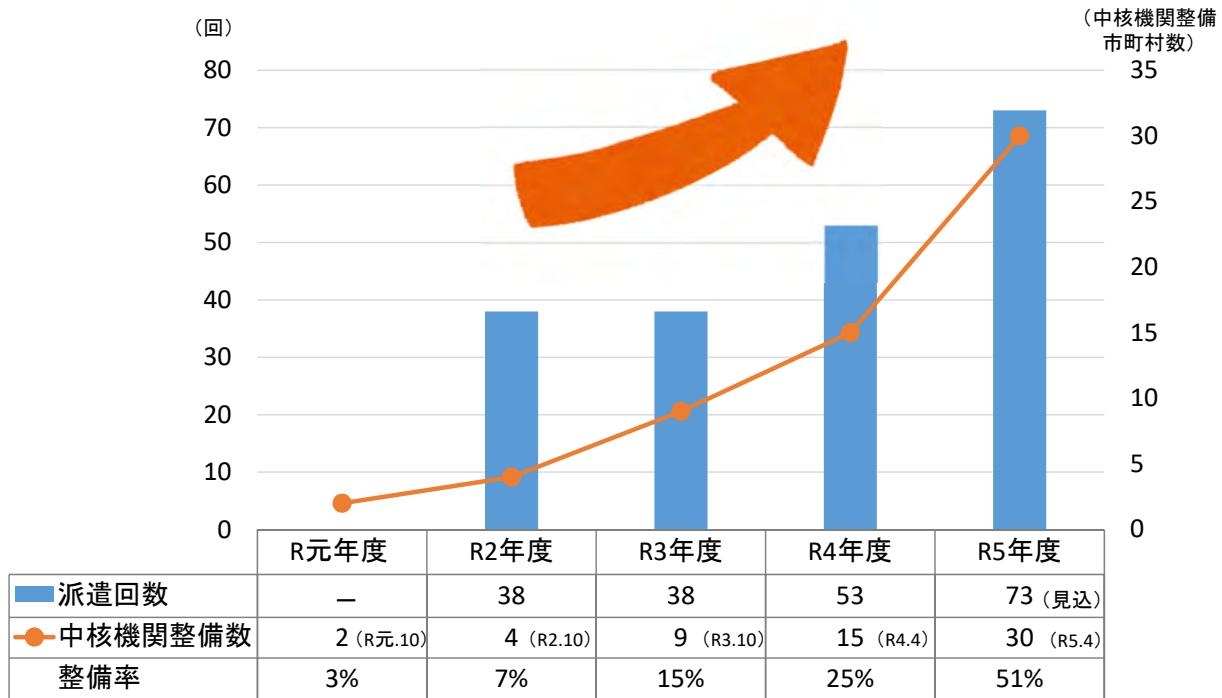
(電話：024-924-7201、FAX：024-924-7202)

次のとおり専門職等の派遣を依頼します。

依頼者名	市町村等名	
	担当課係等名	
	担当者職・氏名	
	連絡先	電話番号 メールアドレス
派遣希望日時	令和 年 月 日 () 時 分 ~	
派遣希望場所 (予定)		
派遣希望内容	※助言等を受けたい内容について、概要で構いませんので記入ください。 例1 中核機関の広域連携に係る意見交換を行うので、助言をもらいたい。 例2 中核機関設置に係る庁内検討を行うので、専門職のご意見をもらいたい。	
備考		
事務局記入欄	受付日：令和 年 月 日	調整決定日：令和 年 月 日
	派遣専門職：	
	依頼者への決定連絡日：令和 年 月 日	
		20

【参考】専門職派遣回数と中核機関整備数について

- 事業を開始した令和2年度以降、市町村からの依頼による専門職派遣回数が増加しており、令和6年度までの中核機関整備に向け、今後も依頼の増加が見込まれる。
- 中核機関整備市町村数も着実に増加してきている。



21

市町村における体制整備に関する課題

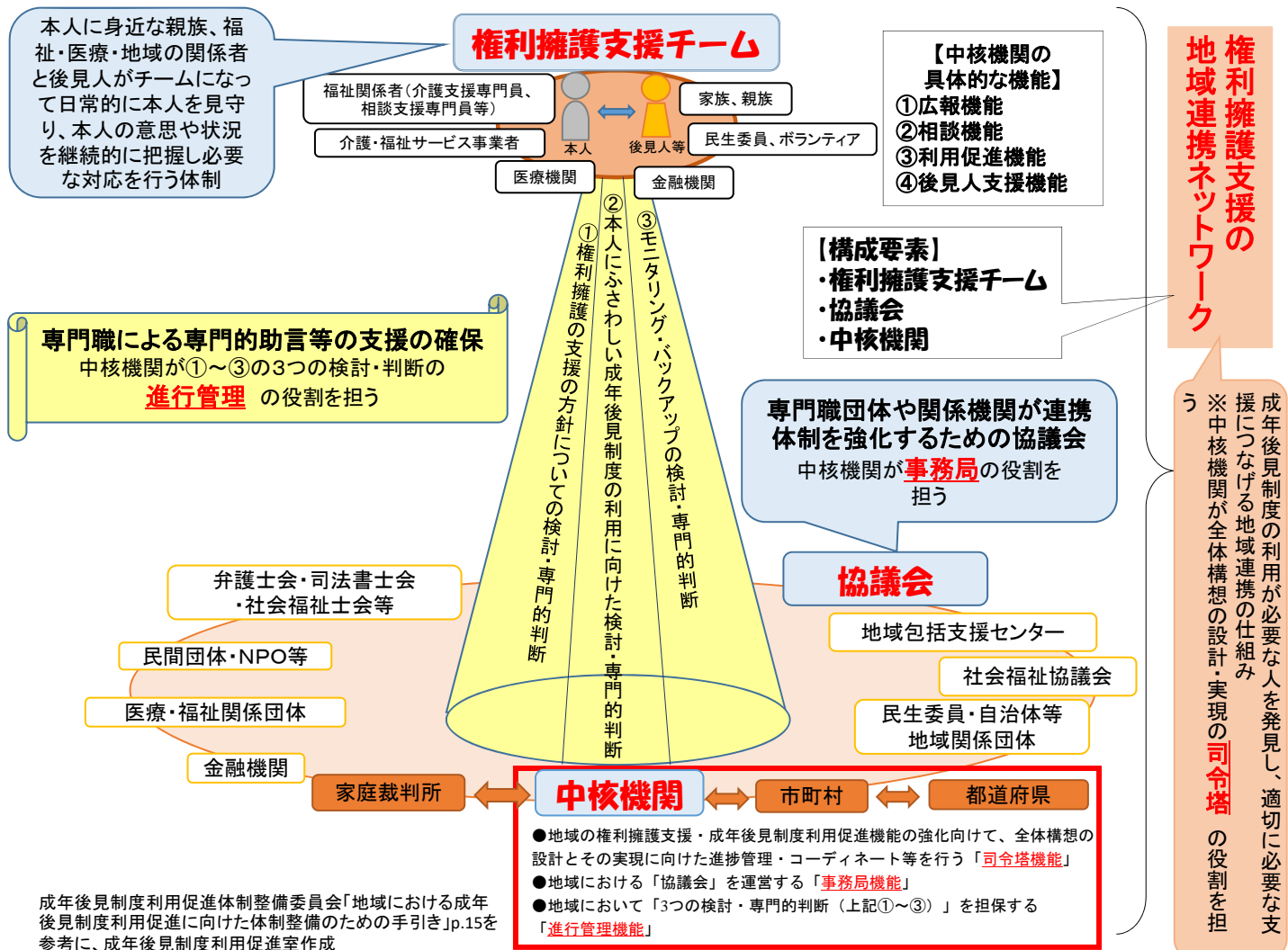
令和4年度に実施した中核機関未整備の32市町村へのヒアリングや、専門職派遣事業等を通じて把握した市町村における体制整備に関する多くの課題。

- 1 人事異動による継続性の困難さ
- 2 成年後見制度自体や体制整備のメリットに対する知識や理解不足
- 3 権利擁護支援の必要性に対する理解不足（支援ニーズを把握していない）
- 4 人員不足による業務多忙で対応が後手に回ってしまう。
- 5 主管課が決まっておらず、それを決める話し合いも進まない。
- 6 周囲に相談できる人がいない。（専門職派遣事業を知らないため事業活用にもつながらない）
- 7 専門職との関係性構築の困難さ（敷居の高さ）
- 8 「近隣自治体と広域連携したい」という思いがあるものの自ら行動を起こすことができない。
- 9 委託先の確保の困難さ
- 10 担い手不足による整備の敬遠・不安感
- 11 予算の確保方法への理解不足（補助金の活用）
- 12 ケース会議開催の必要性への認識不足

22

【参考】 中核機関等の 地域連携ネットワークとは

1



2

地域連携ネットワークが機能を発揮するために大切な3つの要素

①**権利擁護支援チーム**: 権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選考や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみ。

R4年3月25日「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」P3参照

- 本人を取り巻いていて支援している人、みんなチームの一員となります。
- 色々な出来事に気づける立場、発見できる立場です。だからこそいち早く相談に繋げることが出来る人達です。
- 本人のことをとても良く理解している人たち、本人の気持ちを汲み取る事できる人たちであり、本人の**意思決定支援**を日常的に担う人たちです。
- 後見人等が選任されたら、チームの一員として迎え、みんなで役割を分かちながら本人の安心できる生活を支えます。
- 困りごとに気づける人や、相談できる人たち、支え合うことが出来る人たちが地域の中に沢山いる！そんな我が町・我が村になることをめざす必要があります。一人でも多くの方々に制度のことについてわかっていただく必要があります。

3

地域連携ネットワークが機能を発揮するために大切な3つの要素

②**中核機関**: 地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担う。

- ・本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割
- ・専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う役割(協議会の運営等)

R4年3月25日「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」P24参照

相談機能

成年後見制度利用促進機能
(受任調整含め)

- 成年後見制度の利用などが必要な人に関する相談を受け付ける
- 成年後見制度の利用の必要性を検討する**会議の開催と専門職の招集**
- 本人に適した成年後見制度の利用が出来るように**申立の支援**を行う
- 申立手続き等について**家裁や関係者と協力体制**をとっていく
- 後見人等が権利擁護支援チームに参加して、チームが上手く機能するよう支援する
- 個別ケース支援を通して地域課題を把握し、協議の場をもつ
- どこに、どのような広報活動や啓発活動をしていく必要があるかについて、関係機関で話し合い、実施していく

後見人支援機能

協議会の事務局機能

広報・啓発の機能

地域連携ネットワークが機能を発揮するために大切な3つの要素

③協議会：各地域において、専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしく

- ・地域の課題について協議するほか、個別事案の検討や権利擁護支援チームに対して必要な支援を協議する。
- ・個々の市町村単位、圏域単位、都道府県単位等階層的に設置。

R4年3月25日「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」P3参照

- ・ 金融機関窓口で対応に困る高齢者が多いが相談につながない
- ・ 施設などで本人の財産を管理しなければならないケースが多い。
- ・ 家族からの無心があり対応に苦慮している。
- ・ 診断書作成をしてくれる医療機関が少ない
- ・ 親亡き後のことについて心配している親は多いが・・・
- ・ 若い世代にも関心を持ってもらう必要がある
- ・ 身よりがいない人の入院、転居の課題
- ・ 成年後見人等を担ってくれる人たちが少ない
- ・ 市町村計画の進捗管理、計画の評価、次期計画策定

※これらを市町村単位、もしくは広域で話し合う方が良いか検討が必要

市町村別成年後見制度の利用者数（令和4年12月31日現在）

（単位：人）

	人口 (A) R4. 1. 1	法定後見 (B)			任意後見	家裁管轄	法定後見利用 者割合(B/A)	市町村長申立	
		後見	保佐	補助					
福島県	1,807,602	2,480	1,903	472	105	25	福島家裁	0.137%	663
県北管内	460,344	528	405	97	26	7		0.115%	100
福島市	280,116	348	276	59	13	6	本庁	0.124%	71
二本松市	52,654	43	27	9	7		本庁	0.082%	4
伊達市	57,104	64	43	17	4	1	本庁	0.112%	15
本宮市	30,119	24	21	3			郡山支部	0.080%	2
桑折町	11,285	10	5	5			本庁	0.089%	4
国見町	8,398	10	8		2		本庁	0.119%	
川俣町	11,804	20	17	3			本庁	0.169%	3
大玉村	8,864	9	8	1			郡山支部	0.102%	1
県中管内	514,164	635	476	129	30	5		0.124%	210
郡山市	325,752	397	275	102	20	5	郡山支部	0.122%	179
須賀川市	74,161	158	138	16	4		郡山支部	0.213%	27
田村市	34,277	32	28	2	2		郡山支部	0.093%	1
鏡石町	12,261	7	5	2			郡山支部	0.057%	1
天栄村	5,064	2	1	1			郡山支部	0.039%	
石川町	14,217	16	13	2	1		棚倉出張所	0.113%	1
玉川村	6,228	1		1			棚倉出張所	0.016%	
平田村	5,641	1	1				棚倉出張所	0.018%	
浅川町	5,922	4	3	1			棚倉出張所	0.068%	
古殿町	4,636	1	1				棚倉出張所	0.022%	
三春町	16,816	12	7	2	3		郡山支部	0.071%	
小野町	9,189	4	4				郡山支部	0.044%	1
県南管内	136,945	196	165	26	5	0		0.143%	18
白河市	58,691	58	44	13	1		白河支部	0.099%	16
西郷村	20,779	81	73	5	3		白河支部	0.390%	
泉崎村	6,161	9	8	1			白河支部	0.146%	1
中島村	4,781	2	1		1		白河支部	0.042%	
矢吹町	17,149	31	25	6			白河支部	0.181%	1
棚倉町	13,046	3	3				棚倉出張所	0.023%	
矢祭町	5,245	2	2				棚倉出張所	0.038%	
塙町	8,166	7	6	1			棚倉出張所	0.086%	
鮫川村	2,927	3	3				棚倉出張所	0.102%	
会津管内	227,804	511	369	122	20	10		0.224%	186
会津若松市	115,731	295	205	77	13	9	会津若松支部	0.255%	116
喜多方市	44,029	90	70	18	2	1	会津若松支部	0.204%	39
北塩原村	2,468	2	1		1		会津若松支部	0.081%	1
西会津町	5,573	17	10	6	1		会津若松支部	0.305%	8
磐梯町	3,263	8	6	1	1		会津若松支部	0.245%	1
猪苗代町	13,193	31	24	5	2		会津若松支部	0.235%	3
会津坂下町	14,695	25	20	5			会津若松支部	0.170%	5
湯川村	3,031	2	1	1			会津若松支部	0.066%	1
柳津町	2,984	1	1				会津若松支部	0.034%	
三島町	1,384	0					会津若松支部	0.000%	
金山町	1,794	0					会津若松支部	0.000%	
昭和村	1,197	1		1			会津若松支部	0.084%	
会津美里町	18,462	39	31	8			会津若松支部	0.211%	12
南会津管内	23,437	23	19	4	0	0		0.098%	2
下郷町	5,075	2	2				田島出張所	0.039%	1
檜枝岐村	513	0					田島出張所	0.000%	
只見町	3,902	4	3	1			田島出張所	0.103%	
南会津町	13,947	17	14	3			田島出張所	0.122%	1
相双管内	115,591	114	96	18	0	2		0.099%	13
相馬市	34,287	26	21	5		1	相馬支部	0.076%	
南相馬市	58,146	51	45	6		1	相馬支部	0.088%	9
広野町	5,357	16	14	2			いわき支部	0.299%	
檜葉町	3,610	1	1				いわき支部	0.028%	
富岡町	1,695	9	7	2			いわき支部	0.531%	3
川内村	1,937	5	5				いわき支部	0.258%	
大熊町	-	1	1				いわき支部	-	
双葉町	-	0					いわき支部	-	
浪江町	1,329	1		1			いわき支部	0.075%	
葛尾村	373	0					いわき支部	0.000%	
新地町	7,842	3	2	1			相馬支部	0.038%	
飯館村	1,015	1		1			本庁	0.099%	1
いわき管内	328,774	473	373	76	24	1		0.144%	134
いわき市	328,774	473	373	76	24	1	いわき支部	0.144%	134

- 1) 令和4年1月1日現在の人口は、令和2年国勢調査確定値に基づく福島県の推計（福島県現住人口調査月報）による。
- 2) 福島家庭裁判所がその管内において令和4年12月31日現在後見等が開始している又は任意後見監督人が選任されている事件について調査した自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。
- 3) 成年被後見人等である本人が実際に住んでいる場所（施設、病院を含む。）を基準としているため、本人の住民票上の住所と一致するとは限らない。
- 4) 福島家裁が後見等を開始しても本人の住所地が福島家裁の管轄外である場合及び本人住所が福島県内であっても福島家裁以外の庁が後見等を開始した場合には、本表には計上されない。
- 5) 市町村長申立は、当該市町村の首長が申立てた件数(法定後見利用者(B)の内数となるが、本人の転出等による一部例外あり。)を計上している。

取組方針策定の進め方について

令和5年11月24日
福島県高齢福祉課

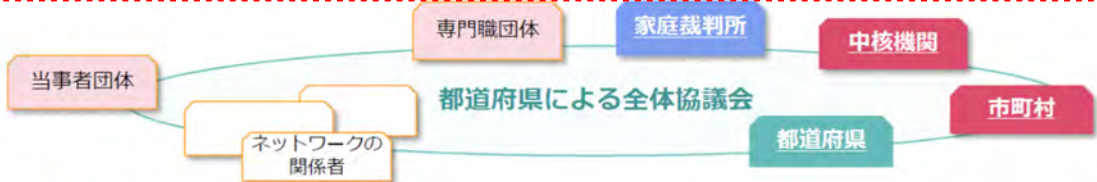
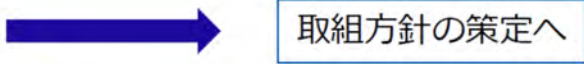
都道府県による協議会

○ 家庭裁判所や専門職団体は都道府県単位など広域で設置されていること、担い手確保などの広域的課題への取組の必要性、家庭裁判所との連携が難しい市町村や、人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携が十分でない市町村に対する支援の必要性に対応するため、都道府県にも協議会を設置する必要がある。

都道府県による協議会

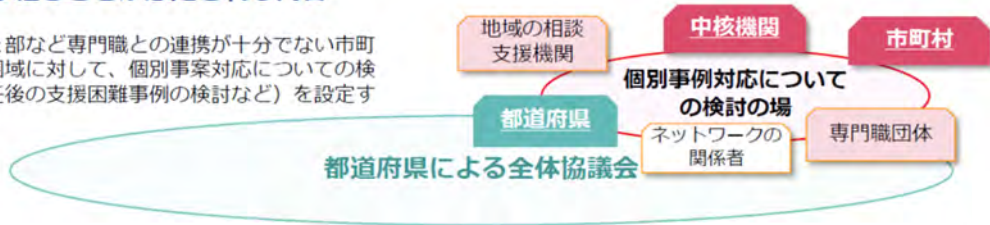
全体協議会で取り組むことが想定される内容

- ・担い手を確保・育成するための方針策定
- ・管内市町村の体制整備の取組を進めるための具体的支援策の検討
- ・市町村、中核機関や法人後見実施団体等、交流の機会の支援



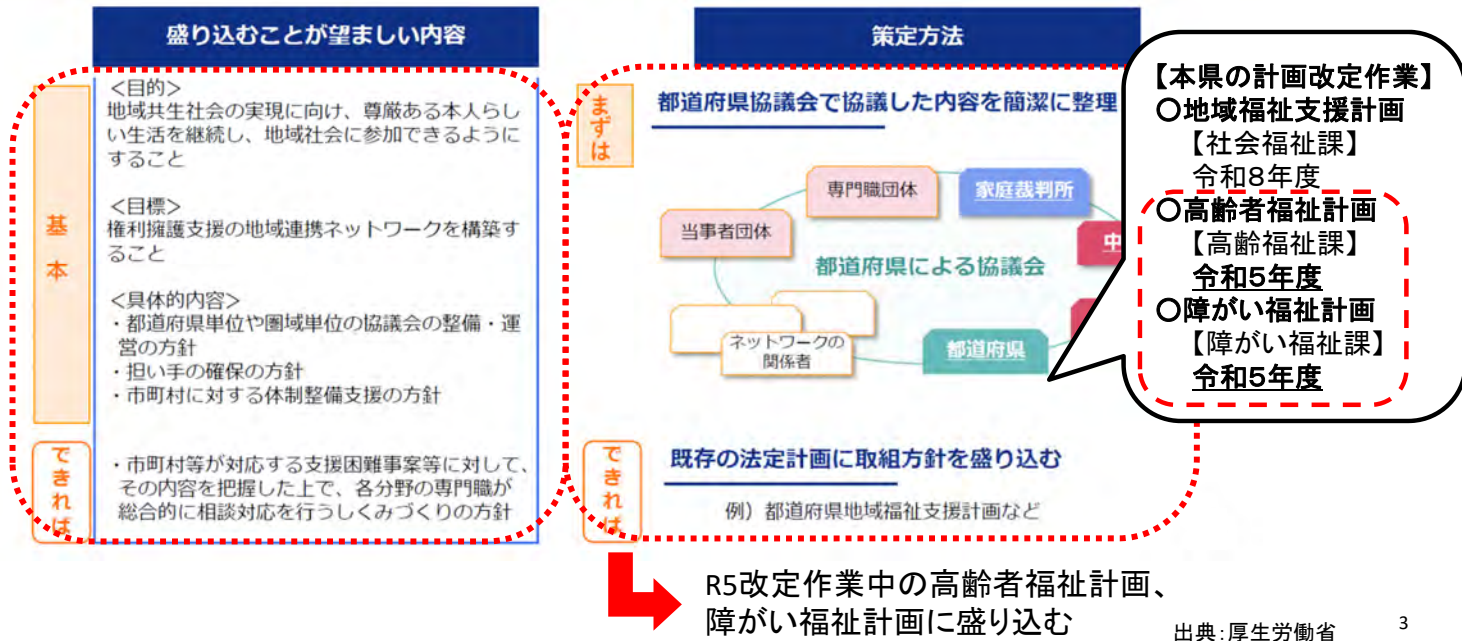
圏域単位での協議会で取り組むことが想定される内容

人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携が十分でない市町村に対する支援として、一定の圏域に対して、個別事案対応についての検討の場（受任者調整や後見人選任後の支援困難事例の検討など）を設定することが考えられる。



都道府県による取組方針の策定

- 都道府県は「多層的」な地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。
- 地域連携ネットワークの機能は、多様な分野・主体の参画と連携・協力によって効果的に機能するものであり、そのための体制を整備して、持続可能な運営をしていくためには、段階的・計画的に取組を進めることが重要。
- 地域連携ネットワークづくりの主体である市町村・都道府県は、地域の実情を踏まえた上で、この内容を段階的・計画的に取り組むための方針（以下「取組方針」という。）を示す必要がある。なお、既に取組方針を策定している場合には、方針改定の際に、第二期計画の趣旨を盛り込むことが求められる。



取組方針の具体的内容

(1) 都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針

県内の取組状況の共有、県支援の振り返り、圏域単位の体制構築（個別事案、担い手確保）、その他意見交換等

(2) 市町村に対する体制整備支援の方針

広域的な整備（保健福祉事務所の役割も含め）、小規模市町村への支援方針、専門職派遣の継続実施等

(3) 担い手（市民後見人・法人後見）の確保の方針

情報収集・課題分析、活動圏域の設定、育成方針の策定（取組の運営方法も）、研修内容の検討

(4) 市町村等が対応する支援困難事案等に対して、その内容を把握した上で、各分野の専門職が総合的に相談対応を行うしくみづくりの方針

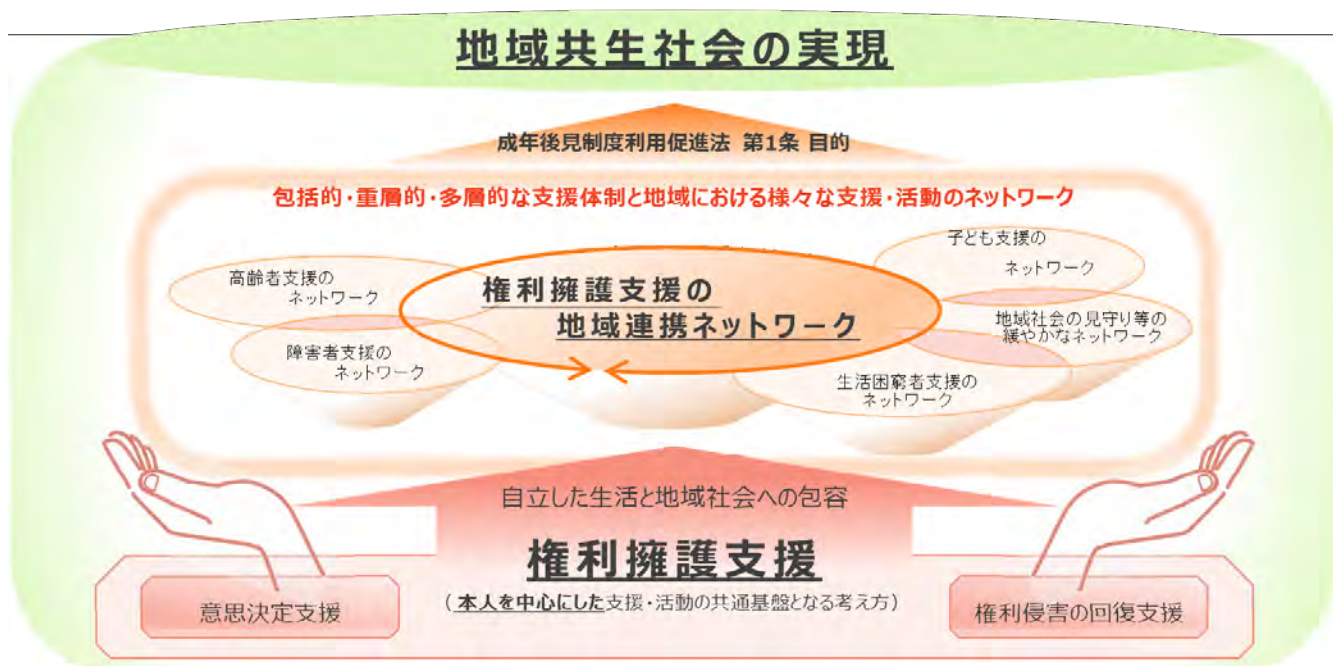
現在の専門職派遣のしくみの発展形の検討、（対象者の住所と居所が異なる場合等における）市町村長申立や報酬助成の県ルール策定

高齢者福祉計画への 盛り込み策定 イメージ

2 成年後見制度の利用促進

<現状と課題>

- 認知症や知的障がい・精神障がい等の理由で判断能力が十分でない方の権利を守るため、平成28年5月に成年後見制度利用促進法（以下「利用促進法」という）が施行され、令和4年3月には第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という）が閣議決定されました。
- 基本計画では、「地域共生社会の実現」の目的に向け、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするために、権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくりの推進が掲げられています。
- 市町村は、利用促進法及び基本計画に基づき、令和6年度までに市町村計画の策定と中核機関及び協議会の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体的・計画的に取り組むよう求められています。
- しかしながら、令和4年度末時点において、市町村計画の策定は36自治体、中核機関の設置は27自治体と整備等が遅れている状況であり、認知症高齢者の増加等により成年後見制度利用への潜在的な需要はあるところですが、必要な高齢者等への制度利用へ繋がっていないのが現状です。



出典：厚生労働省

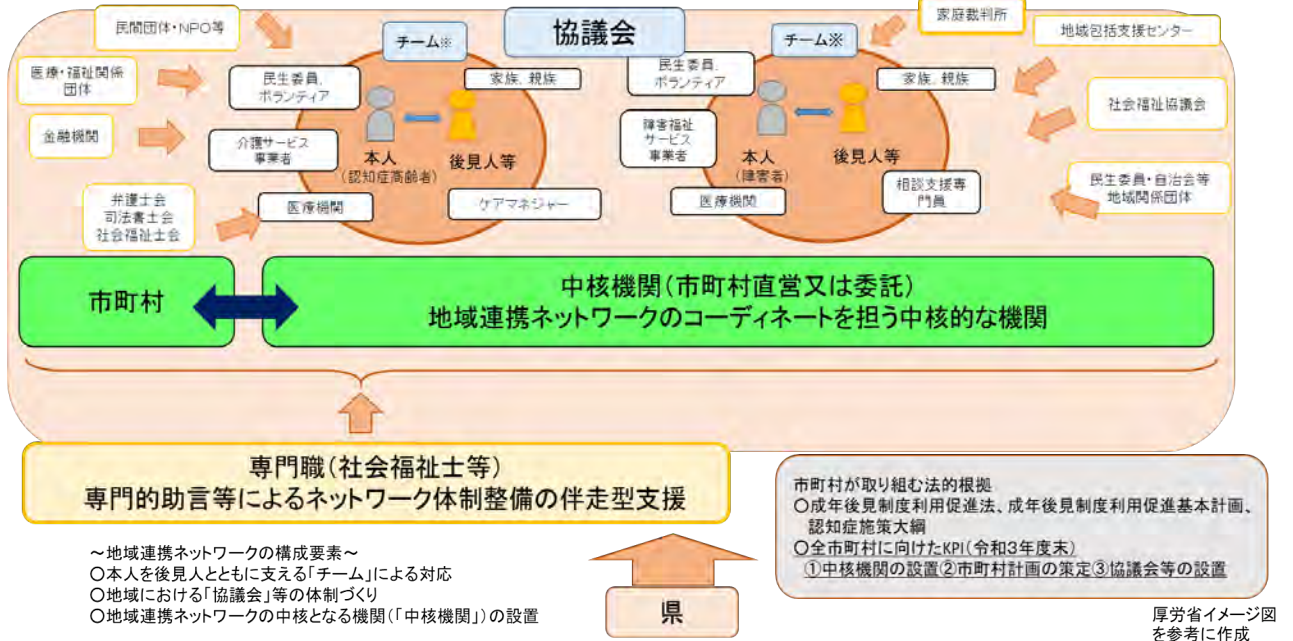
<施策の方向>

- 市町村が行う成年後見制度利用促進に向けた体制整備の構築等を支援するため、専門職等と連携の上、必要な支援等を行います。
- 制度を担当する市町村等職員の資質向上等を図るための取組を行います。
- 適切な後見人の選任のために、担い手確保に向け、関係者と検討を行います。

地域連携ネットワークのイメージ

○ 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

※ 地域連携ネットワークの機能 ①広報機能 ②相談機能 ③利用促進機能（マッチング）④後見人支援機能



<具体的な取組・目標値>

① 福島県権利擁護推進会議の設置（再掲）

外部有識者により構成する推進会議を設置し、虐待防止、身体拘束廃止及び成年後見制度を含む高齢者及び障がい者の権利擁護の推進に係る市町村支援や高齢者及び障がい者への対応等の課題解決に向け協議します。

② 成年後見制度利用促進体制整備等に係る市町村支援

成年後見制度利用促進体制整備のための地域連携ネットワークづくりを目指し中核機関の整備等を行う市町村支援のため、社会福祉士等の専門職を派遣し、体制整備に関する相談や個別事案対応への助言等の支援を行います。

③ 成年後見制度市町村担当職員研修

成年後見制度を担当する市町村職員を対象に、資質の向上を図るための研修を実施します。

④ 市町村長申立てに関する研修

成年後見制度を担当する市町村職員を対象に、市町村長申立ての適切な実施を図るための研修を実施します。

⑤ 意思決定支援研修

後見人等や市町村職員をはじめ、意思決定支援に関わる方を対象に、意思決定支援の考え方が浸透するよう研修を実施します。

⑥ 担い手の確保・育成等の推進

市民後見人や法人後見の担い手の確保等に向け、関係者とともに、市町村支援や研修等の実施について、検討を行います。

事業・施策等名	目標・指標名	現況値 (令和4年度)	指標・目標値 (令和8年度)	備考
成年後見制度利用促進体制整備等に係る市町村支援	中核機関設置市町村数	27市町村	59市町村 ※令和6年度	成年後見制度利用促進基本計画
成年後見制度利用促進体制整備等に係る市町村支援	計画策定市町村数	36市町村	59市町村 ※令和6年度	成年後見制度利用促進基本計画